

## 熊本県林業・木材産業改善資金滞納整理事務処理要項

(趣旨)

第1条 この要項は、林業・木材産業改善資金償還金の滞納整理事務を適切に処理するため必要な事項を定める。

(延滞者リストの作成)

第2条 県は、償還延滞が発生する度に償還延滞者リスト(様式1)を作成し、関係県地域振興局及び事務委託機関に送付するものとする。

(督促状の発送)

第3条 県は、償還延滞が発生した場合には督促状(様式2)を発送する。

(催告状の発送等)

第4条 県は、滞納者の延滞状況に応じ、次の措置を講じる。

(1) 3月以上の滞納者

滞納者あてに催告状(様式3)の発送及び電話による催告をし、連帯保証人あてに林業・木材産業改善資金償還金納入指導依頼書(様式4)を送付する。

(2) 6月以上の滞納者

滞納者あてに催告状(様式5)の発送及び電話による催告をし、連帯保証人あてに林業・木材産業改善資金償還金納入指導依頼書(様式6)を送付する。

(3) 9月以上の滞納者

滞納者あてに催告状(様式7)の発送及び電話による催告をし、連帯保証人あてに林業・木材産業改善資金償還金納入指導依頼書(様式8)を送付する。

2 前項による措置のほか、必要に応じて個別面接等を行うものとする。

(最終催告等)

第5条 前条の措置後3月を経過してもなお償還しない滞納者に対しては最終催告状(様式9)、連帯保証人に対しては連帯保証債務履行請求書(様式10)を送付する。

(公正証書の作成)

第6条 県は前条によっても滞納整理が進まないものについては、債務承認弁済契約公正証書の作成を熊本県公証人役場に依頼するものとする。なお公正証書の作成費用については、滞納者が負担するものとする。

(強制執行)

第7条 県は、公正証書の契約上の債務不履行者が生じたときは、熊本県林業・木材産業改善資金強制執行審査会を開催し、強制執行の適否について審査するものとする。

2 県は前項において、強制執行を猶予する必要があると認められるものについては、相当の期間これを猶予する。

3 連帯保証人に対する強制執行は、原則として借受者に対する強制執行の後行う。

4 滞納者が差押物件を有しないことが判明した場合においては、連帯保証人に対して直ちに強制執行を行う。

(熊本県林業・木材産業改善資金強制執行審査会)

第8条 審査会は、償還状況表(様式11)から、強制執行の適否を審査する。

2 熊本県林業・木材産業改善資金認定・貸付審査会運営要綱第2条、第4条、第5条

第 6 条の規定は、審査会の構成、会長、会議、庶務について準用する。

附則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 1 5 年 8 月 2 5 日から施行する。

林業・木材産業改善資金滞納整理事務の流れ

延滞の発生により、償還延滞者リスト（様式1）を作成し、関係地域振興局及び事務委託機関に送付するとともに、下記の関係者に対し、督促等を順次実施し、延滞解消を図る。

（借受者）

（連帯保証人）

（局、事務委託機関等）

償還延滞者リストの活用



